

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったために欠席したとき。

(3) 出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から出産後8週間以内において欠席したとき。

(4) 育児又は介護のために欠席したとき。

(5) 負傷又は疾病の療養のために欠席した場合であって、医師の診断書の提出があったとき（議長がやむを得ないと認めるときに限る。）。

2 議会の議員が、その任期中において本会議等を欠席した日から引き続き1年間本会議等の全てを欠席（前項第1号から第4号までに掲げる場合における欠席を除く。）したときは、当該1年を経過する日の属する月の翌月から同日後に開催される本会議等のいずれかに最初に出席した日の属する月（当該1年を経過する日の属する月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。

第2条の3 前条の規定にかかわらず、議会の議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日の翌日の属する月から当該処分を解かれた日の前日の属する月までの議員報酬は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない。

2 前項の規定による議員報酬の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件につい

議会の議員のうち、その任期中において本会議、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「議会等」という。）の会議を欠席した日から引き続き1年間議会等の会議を欠席したもの（公務上の災害、結核等の感染症その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席が含まれる者を除く。以下「長期欠席者」という。）については、当該長期欠席者に該当することとなった日の属する月の翌日以降の議員報酬は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、長期欠席者が議会等に出席したときは、当該出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。

て、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。

(1) 公訴を提起しない処分があった場合

(2) 無罪、免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合

3 第1項の規定による議員報酬の支給停止に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる月分の議員報酬は、支給しない。

(1) 第1項の規定による支給停止を受けた月（支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。）

(2) 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(3) 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は科料を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(期末手当)

第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ議長が別に定める日（以下「支給日」という。）に、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職等となり、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の支給制限)

第3条の2 略

2 前条第2項の規定にかかわらず、対象期間中に第2条の2第1項若しくは第2項又は第2条の3第3項の規定により議員報酬

(期末手当)

第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日にそれぞれ在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の減額等)

第3条の2 略

2 前条第2項の規定にかかわらず、長期欠席者の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により

を支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第3条の3 期末手当のうち、第3条第2項の規定により算定された額に対象期間中の第2条の3第1項の規定により議員報酬の支給を停止された月（支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。）数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する部分は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった部分の期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない。

2 第2条の3第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止の解除について準用する。

第3条の4 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該者は、これを速やかに返納しなければならない。

(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判

決が確定していない場合

(2) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。）

された場合

2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。ただし、第3号に該当する場合において、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが支給停止の目的に明らかに反すると議長が認めるときは、この限りでない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 公訴を提起しない処分があった場合

(3) 起訴をされることなく当該支給停止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 第3条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。

(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合 当該支給日に係る期末手当

(2) 第1項の規定による期末手当の支給停止に係る刑事事件について禁錮以上の刑に処せられた場合（前項の規定によりその支給を停止された期末手当を支給することとされた場合を除く。） その支給を停止した期末手当（支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものを含む。）

(旅費)

第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。

(1) 略

(旅費)

第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。

(1) 略

<p>(2) 招集に応じて、<u>議会等（議会、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場をいう。次号において同じ。）</u>に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2) 招集に応じて、議会等に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員については、施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について、改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条の3、第3条の2及び第3条の3の規定を適用する。

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例（案）

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政務活動費の額等) 第3条 略</p> <p><u>(政務活動費の交付制限)</u></p> <p><u>第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「身体拘束処分」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる期間の政務活動費の月額は、0円とする。この場合において、議員が当該月の分の政務活動費の交付を受けているときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束処分を受けた日の翌日の属する月から身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月まで</u></p> <p><u>(2) 身体拘束処分に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定した場合は、次に掲げる期間</u></p> <p><u>ア 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで</u></p> <p><u>イ 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は料金を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定にかかわらず、議員が、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月の翌月から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月までの政務活動費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日</u></p>	<p>(政務活動費の額等) 第3条 略</p>

に、交付する。

(1) 第5条第1項の規定による収支報告書及び証拠書類の写しの提出があった場合 同項に定める提出期限から30日以内において議長が定める日

(2) 第5条第4項の規定による特例収支報告書及び特例証拠書類の写しの提出があった場合 次に掲げる区分に応じ、次に定める日

ア 月の1日から10日までの間に提出があった場合 提出日の属する月の翌月の10日

イ アに掲げる場合以外の場合 提出日の属する月の翌々月の10日

3 前項の規定により交付する政務活動費の額は、提出された収支報告書及び証拠書類の写し又は特例収支報告書及び特例証拠書類の写しにより次条第1項の規定による政務活動費を充てることができる経費として議長が認める額から当該年度において前条第2項の規定により既に交付した額（既に本項の規定により控除した額を除く。）を控除した額（25万円に政務活動費の交付を受けることができる期間の月数（前条第2項の規定により政務活動費の交付を受けた月数を除く。）を乗じた額から前項第2号の規定により既に交付した額を控除した額を上限とする。）とする。

4 議員が、第5条第1項又は第2項に規定する提出期限までに収支報告書及び証拠書類を提出しないときは、当該年度において交付された政務活動費（第3条の2第2項第2号の規定により交付を受けた額を除く。）を返還しなければならない。

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日（第3条の2第2項第1号の規定により政務活動費の交付を受けようとする議員にあっては、10日）以内に、

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

議長に提出しなければならない。ただし、第4項の規定により当該年度分全てに係る特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを提出した場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

2・3 略

4 議員は、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月の翌月1日から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月の翌月10日までの間、その年度の政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「特例収支報告書」という。）に、当該特例収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「特例証拠書類」という。）の写しを添えて、議長に提出することができる。

(1) 第3条第2項及び第3条の2第2項第2号の規定により既に交付を受けた政務活動費の総額

(2) 政務活動費を充てるべき経費について、その総額及び別表に定める用途区分ごとの金額

(収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項、第2項又は第4項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 略

(証拠書類の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類又は特例証拠書類を整備し、当該書類に係る年度の終了日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠

(1)・(2) 略

2・3 略

(収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 略

(証拠書類の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠

<p>書類の写し並びに同条第4項の規定により提出された特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを、当該書類に係る年度の終了日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し並びに特例収支報告書及び特例証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、<u>8月1日（第5条第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しにあっては、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日）（その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日）</u>から始める。</p>	<p>書類の写しを、<u>当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで</u>保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日から始める。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（鳥取県情報公開条例の一部改正）
- 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（開示義務） 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特例証拠書類の写しに記</p>	<p>（開示義務） 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活</p>

載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの	動に支障を及ぼすおそれがあるもの
-----------------------------------------------	------------------

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特例証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>